

令和7年度キャリアチャレンジ for College事業委託業務仕様書

1 事業の目的

昨今、少子化・人口減少により、県内産業を支える人材の確保が喫緊の課題となる中、若年層の県内就職・定着を促進するためには、学生(大学生、大学院生、専門学校生、高等専門学校生等を指す。以下「学生」という。)に県内企業等(事業所を含む。以下「県内企業等」という。)に対する認知を高めることが重要である。このため、主に県内学生を対象に、短期間(最長1週間程度)の県内企業等での就労体験やサークル・ゼミ合宿、課題解決イベントと、地元での生活体験やアクティビティ等をセットで実体験させることにより、県内企業等の魅力を周知するとともに、県内企業等で働きながら楽しく生活するイメージを醸成することで、県内就職に結びつけることを目的とする。

2 業務内容

(1) 愛媛版ワーキングホリデーの実施

就労体験を通して、県内産業の構造や仕事への学生の理解を促すほか、県内企業等で活躍する社会人に対するの魅力や憧れを学生が感じることができる、今後の県内就職のきっかけづくりを目指す。

○1社当たり学生 10名×3社=30名程度の参加を想定。

○就労に係る学生の雇用形態や待遇等の雇用条件については、就労先となる県内企業等のほか、愛媛県(以下「県」という。)と協議のうえ決定すること。

(2) サークル・ゼミ合宿の誘致

学内の部活やゼミ、学生団体等が実施する課外活動等を県内企業等に誘致することにより、学生のコミュニティと県内企業等との継続的なつながりを促進し、就職活動を今後控えている低年次の学生に対しても、県内でのキャリア形成の意識を醸成する。

○1社当たり学生10名×4社(東中南予1社ずつ+1社)=40名程度の受入を想定。

(3) 県内企業等の課題解決アイデア創発イベントの開催

県内企業等が抱える課題に対して、学生ならではの視点でアプローチすることで、県内企業等の課題解決を目指すとともに、実践的な経験を通して、学生のキャリア教育に結びつける。

○1社当たり学生 10名×3社=30名程度の参加を想定。

(4) キャリアチャレンジコミュニティの実施

(1)～(3)に参加した学生や県内企業等による活動の振り返りの場を対面もしくはオンライン等で開催するほか、本事業の活動等に関して、就職活動を控えている低年次の県内学生や県内企業等に対して、SNS等を通じた対外的な報告・広報等を実施することで、県内企業等の採用活動に関する取組やインターンシップ情報等の周知を行う。

○学生 50名以上、企業3社以上の参加を得て、年1回以上の開催を想定

3 業務内容の共通事項

(1) 企画・調整について

- 上記「2 業務内容」の実施に当たっては、地元での生活体験やアクティビティ等と併せて体験できる内容を企画し、実施すること。
＜地元での生活体験、アクティビティ等の例＞
 - ・就労先企業の社員との郷土料理食事会
 - ・産直市や温泉施設等の地元めぐり
 - ・企業との地元アウトドア体験(釣り、登山、サイクリング等)
 - ・地元の祭りへの参加
 - ・企業内のサークルや部活等への参加 等
- 学生を受け入れる県内企業等の要望や受託者の提案等に応じ、「2 業務内容」の(1)(2)(3)を組み合わせて実施することも可能であるほか、就労体験の内容や地元でのアクティビティ等の内容をはじめとした企画の内容については、県及び学生を受け入れる県内企業等との協議のうえ決定し、実施すること。
- 学生を受け入れる県内企業等は、県が実施する「ひめボス宣言事業所認証制度」に基づくひめボス宣言事業所に限るものとし、県が選定する。
- 上記2の業務の実施期間中は、受託者が参加学生と学生を受け入れる県内企業等のコーディネートを行う人員等(以下「コーディネーター等」という。)を上記2の業務が実施されている現地に配置し、学生と学生を受け入れる県内企業等だけにならないようにすること。なお、受託者は県や学生を受け入れる県内企業等との協議のうえ、コーディネーター等の現地滞在時間を決定又は変更することができるものとする。
- 業務実施に当たっては、県内外の大学・専門学校等や学生団体、愛媛労働局、県保健福祉部子育て支援課男女参画室等の機関との積極的な連携を図ること。

(2) 参加学生の募集及びマッチング等について

- 業務実施に当たっては、受託者が県内外の大学や学生団体、関係機関等に周知するとともに、本事業に参加する学生を募集する。
- 本事業の学生への周知や本事業に参加する学生の募集の方法は受託者が提案するものとし、県と協議したうえで決定する。なお、ウェブ広告配信に当たっては、別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

(3) その他

- 本業務に係る一切の経費(コンサルティング、調査・報告、交通費、宿泊費、各種データ費等)は、全て委託金額に含むこと。
- 本事業に学生が参加することによって発生する、学生に対する宿泊費や交通費等の費用については、本業務の一環として受託者から補助するものとし、対象となる費用等については以下のとおりとする。
 - ・「2 業務内容」の(1)(3)で発生する宿泊費については、学生1人当たり1万円を上限とし、(2)で発生する宿泊費については、学生1人当たり3千円を上限とする。
 - ・交通費については、学生1人当たり2万円を上限とする。
 - ・受託者から学生に補助する各種費用については、他の地方公共団体等が実施する宿泊費や交通費の助成制度等との併用は不可とする。
 - ・そのほか、本業務の実施に当たって発生する費用のうち、補助が適切と思われるものについては、県と協議のうえ決定する。

4 留意事項

(1) 業務実施、進捗状況の報告等

- ・本事業に参加する学生や県内企業等から手数料などの利益を得てはならない。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、その他関係法令・条例等を遵守すること。また、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。
- ・受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることのないよう十分な対策を取ること。

(2) 実施体制

- ・作業の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な人員体制を確実に整備すること。
- ・本業務における連絡窓口は一本化すること。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割や能力を有する者を統括責任者として配置しなければならない。
 - ア. 経費配分や要員配置など、本業務の遂行に必要となる受託者のリソースを調整することができること。
 - イ. コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、県と円滑に合意形成できること。
 - ウ. リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- ・本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有すること。
- ・県は、本業務の従事者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

(3) 著作権の取扱い

- ・受託者は、成果物等の全ての著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)について、検査完了をもって県に全て移転するものとする。
- ・受託者は、成果物等について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- ・受託者は、成果物等に係る著作者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行使しないものとする。
- ・成果物等の中に、すでに受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。

(4) 機密保持について

- ・受託者は、次の掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた場合は、事前に県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。
 - ア. 契約期間中に県が提示した一切の情報(公知の情報等を除く。)
 - イ. 履行過程で知り得た一切の情報

ウ. 納入成果物等に関する一切の情報

- ・受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 業務の再委託について

- ・契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を県に提示し、県から承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ・再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

(6) その他

- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ・県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

5 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないよう、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。